



平成 27 年 9 月 28 日

各 位

会 社 名 アンジェス MG株式会社
代表者名 代表取締役社長 山田 英
(コード番号 4563 東証マザーズ)
問合せ先 経営企画部長 米尾 哲治
電話番号 03-5730-2641

新株式発行及び株式売出しに関するお知らせ

当社は、平成 27 年 9 月 28 日開催の取締役会において、新株式発行及び株式売出しに関し、下記のとおり決議しましたので、お知らせいたします。

記

【本資金調達目的】

① 当社の状況

当社は、HGF 遺伝子治療薬と NF- κ B デコイオリゴ核酸を中心に、主に次世代のバイオ医薬品の開発事業を推進する創薬系のバイオベンチャーです。医薬品の開発には通常、長い開発期間と多額の先行投資が必要となりますが、当社においては、HGF 遺伝子治療薬等の主力開発品が上市に至っておらず、開発への先行投資の段階にあるため赤字の計上が継続しております。

② NF- κ B について

NF- κ B デコイオリゴ核酸は、核酸合成機で作成される比較的短い人工核酸により遺伝子の働きを制御する医薬品「核酸医薬」の一種です。NF- κ B は、生体内で免疫・炎症反応を担う遺伝子群のスイッチとして働く「転写因子」です。遺伝子が発現する際、転写因子と呼ばれる蛋白質がゲノムの特定の配列領域に結合してスイッチが入りますが、デコイオリゴ核酸は、そのゲノム上の転写因子結合部分と同じ配列を含む短い核酸 (DNA) を人工的に合成したものです。デコイとは元来「おとり」を意味する言葉で、デコイオリゴ核酸は細胞内においてゲノムの「おとり」として特定の転写因子と結合するため、その転写因子がゲノムに結合できず、結果としてその遺伝子の発現が抑制されます。この NF- κ B デコイオリゴ核酸による治療法は、1995 年に大阪大学大学院の森下竜一博士 (現 大阪大学大学院 医学研究科 臨床遺伝子治療学講座 教授) により発明されました。

ご注意: この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の売付け若しくは買付けの勧誘又は販売を構成するものではありません。文中で言及されている証券は、1933 年米国証券法 (以下「米国証券法」という。) に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録を行うか又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券に係る売付け若しくは買付けの勧誘又は販売を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる英文目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募が行われる予定はありません。

当社では、転写因子 NF- κ B に対する特異的な阻害剤「NF- κ B デコイオリゴ」を設計し、NF- κ B の活性化による過剰な免疫・炎症反応を原因とする疾患の新しい治療薬として研究開発してきました。NF- κ B デコイオリゴは、①アトピー性皮膚炎、②血管再狭窄（PTA バルーンカテーテルによる血管内治療後）、③椎間板性腰痛症等での開発を進めていますが、関節リウマチ、変形性関節症、炎症性腸疾患、喘息等への適応も考えられます。

NF- κ B デコイオリゴは主力開発品である HGF 遺伝子治療薬と同様に、当社が創設以来開発に注力してきた主要な開発プロジェクトであります。現在、開発の最終段階にある二つの開発品（①、②）においては、それぞれ当社自社製品で初めて本承認を取得する医薬品・医療機器となる可能性があります。具体的には、①中等症以上の顔面のアトピー性皮膚炎を対象とした NF- κ B デコイオリゴ軟膏では国内第Ⅲ相臨床試験を実施中であり、また、②医療機器である透析シャント用 NF- κ B デコイオリゴ薬剤塗布型 PTA バルーンカテーテルでは国内の臨床試験においてデータ収集・解析を進めている段階にあり、いずれも良好な結果が得られた場合には国内において承認申請が行われる予定です。

なお、HGF 遺伝子治療薬についても現在、重症虚血肢を対象とした開発において、海外では国際共同第Ⅲ相臨床試験、国内では条件及び期限付承認制度の下の再生医療等製品として承認を取得することを目指した開発が進展しております。

③ NF- κ B デコイオリゴの臨床開発の経緯

[アトピー性皮膚炎領域]

(a) これまでの臨床開発の経緯

アトピー性皮膚炎は、厚生労働省が実施した平成 25 年国民生活基礎調査によると約 130 万人の国内患者がいると報告されています。特に顔面の重症アトピー性皮膚炎に関しては皮膚刺激性や局所副作用等の安全性の観点から医療ニーズを満たした治療薬がなく、新しい治療法の開発が切望されている疾患領域です。

当社では、これまで、アトピー性皮膚炎領域に関し、平成 17 年 9 月から平成 18 年 5 月にかけて第Ⅰ相臨床試験、平成 18 年 10 月から平成 20 年 2 月にかけて第Ⅱ相臨床試験を行っております。この第Ⅱ相臨床試験の目的は、顔面に中等症以上の病変を有するアトピー性皮膚炎患者を対象とし、NF- κ B デコイオリゴ軟膏を塗布した時の有効性及び安全性を検討し、至適用量の検討を行うことで、NF- κ B デコイオリゴ軟膏の 3 つの用量群（低用量群、中用量群、高用量群）とプラセボ群を比較した二重盲検比較試験を行いました。

その結果、主要評価項目である「皮膚症状スコア」において、統計学的な有意差には至らなかったものの、NF- κ B デコイオリゴ軟膏の中用量群（以下「中用量群」といいます。）は、プラセボ群と比較して改善の傾向がみられました。また、副次的評価項目である「皮膚症状スコア」（上記主要評価項目より、プロトコルからの重要な違反例を除いた解析）及び「全般改善度」において、中用量群は、プラセボ群との間に統計学的に有意な差をもって改善がみられました。さらに、安全性については、副作用の発生頻度でプラセボ群と差はみられず、また問題となるような副作用は認められませんでした。

ご注意: この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書及びその訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の売付け若しくは買付けの勧誘又は販売を構成するものではありません。文中で言及されている証券は、1933 年米国証券法（以下「米国証券法」という。）に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録を行うか又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券に係る売付け若しくは買付けの勧誘又は販売を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる英文目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募が行われる予定はありません。

上記のことから、当社では、中用量群が臨床推奨用量と考えられ、第Ⅲ相臨床試験において検証する価値があること、また、安全性についても、問題となる事象が認められなかったことから、新たな治療薬の選択肢が求められている分野において、本剤の臨床的有用性は高いと考え、製造販売承認申請を行うためのデータを取得する目的で第Ⅲ相臨床試験への移行が妥当との結論に達しました。

(b) 提携先の決定

当社では、第Ⅱ相臨床試験終了後の平成 20 年 11 月に、平成 17 年 7 月から提携関係にあったアルフレッサ ファーマとの提携関係を解消した後、第Ⅲ相臨床試験開始に向けて新たな提携先を模索し交渉を継続しておりましたところ、平成 22 年 12 月に塩野義製薬株式会社（以下「塩野義製薬」といいます。）と共同開発及び全世界における独占的な販売権許諾に合意いたしました。この契約には、当社で従来から開発してきた軟膏製剤に加え、NF- κ B デコイオリゴの皮膚浸透性を改善する目的の新製剤の開発も含まれておりました。

(c) 開発戦略の変遷

当社では、軟膏剤については臨床的有用性が高く、第Ⅲ相臨床試験への移行が妥当であると判断した一方、適応がアトピー性皮膚炎の顔面病変に限られることから、より広範囲な適応を検討する目的で、皮膚透過性を向上させた NF- κ B デコイオリゴの新製剤の開発も行っていました。当社では開発戦略上、まずは新しい経皮製剤技術を導入した新製剤の開発を進め、軟膏剤の第Ⅲ相臨床試験の開始は保留しておりました。

平成 25 年 6 月から塩野義製薬との共同開発の下で新製剤を用いた第Ⅰ相臨床試験を開始し、安全性に問題ないことが確認されました。しかし、この試験データを詳細に分析した結果、第Ⅱ相臨床試験に進めるための基準には至らず、成功確率の高い製剤技術を検討する必要があるとの結論に至りました。これを受け、当社はアトピー性皮膚炎を対象とした NF- κ B デコイオリゴの開発方針の見直しを行い、また、塩野義製薬との合意の下で、今後の開発については当社が主体となることを平成 26 年 5 月に決定しました。なお、塩野義製薬との提携は継続しています。

(d) 軟膏製剤での第Ⅲ相臨床試験実施の決定

当社では、アトピー性皮膚炎を対象とした NF- κ B デコイオリゴの開発戦略を見直した結果、軟膏製剤は、適応が顔面に限られる一方、開発ステージが進んでいることから早期製品化の可能性があることを考慮し、国内において第Ⅲ相臨床試験に移行することといたしました。当該第Ⅲ相臨床試験は平成 27 年 3 月 13 日に開始いたしました。当該第Ⅲ相臨床試験は、当該治療薬の有効性と安全性を確認し、国内で承認申請するためのデータを獲得することを目的としています。顔面に中等症以上の皮疹を有するアトピー性皮膚炎患者約 200 例を対象とし、試験期間は最初の被験者の投与開始から最後の被験者の観察期間終了まで約 1 年強となる予定です。かかる第Ⅲ相臨床試験の終了後、良好な結果が得られた場合には、国内で中等症以上の顔面のアトピー性皮膚炎を適応症として承認申請を行う予定です。なお、

ご注意: この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書及びその訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の売付け若しくは買付けの勧誘又は販売を構成するものではありません。文中で言及されている証券は、1933 年米国証券法（以下「米国証券法」という。）に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づき登録を行うか又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券に係る売付け若しくは買付けの勧誘又は販売を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる英文目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募が行われる予定はありません。

上市に至った際には、当社は販売提携先から売上高の一定の対価を受領することになり、当社の収益構造を改善する一因となることが期待されます。

[椎間板性腰痛症領域]

(a) これまでの開発の経緯

椎間板性腰痛症の国内患者数は、潜在的に非常に多いとされていますが、その数については全国規模調査が待たれるところです。ただし、椎間板障害の患者は潜在的に 200 万人以上がいると推定され、このうち実際に医療機関で受療している受療患者数は 43 万人（厚生労働省 平成 23 年患者調査による）との報告があり、その数は増加傾向にあります。

椎間板変性等が原因の腰痛症に対する治療法としては、消炎鎮痛剤等を用いる対症療法しかなく、椎間板変性の進行抑制や修復を促す根治的な治療薬の開発が望まれている疾患領域です。

当社では、椎間板性腰痛症領域に関し、非臨床試験により、椎間板細胞を用いた実験において NF- κ B デコイオリゴがこれらの病態因子の産生を抑制することを確認、さらに椎間板変性症モデル動物においての有効性を確認しておりました。

(b) 提携先の決定

当社は、平成 25 年 3 月に日本臓器製薬株式会社（以下「日本臓器製薬」といいます。）と椎間板性腰痛症を含む腰痛疾患を適応症とした日本における独占的な開発販売権許諾契約を締結いたしました。

(c) 開発戦略の変更

当該独占的な開発販売権許諾契約の締結後は日本臓器製薬において、当該治療薬の非臨床試験の実施が進められましたが、平成 26 年 12 月に、日本臓器製薬における開発方針の見直しを受け、当社及び日本臓器製薬は当該独占的な開発販売権許諾契約を解消することに合意いたしました。また、当社では NF- κ B デコイオリゴを用いた椎間板性腰痛症を含む腰痛疾患を適応症とした治療薬の開発戦略を改定することいたしました。

(d) 米国における第 I / II 相臨床試験の実施の決定

当社は、米国では、椎間板性腰痛症の患者数が多く大きな市場規模が期待され、かつ本薬の治療に必要な手技に精通した医師が多いことや、標準的な治療方針に本薬のような椎間板変性を抑制する薬剤が一致することから、本薬の開発上のメリットが大きいと考え、米国における第 I / II 相臨床試験を進めることといたしました。米食品医薬品局（FDA）から臨床試験開始許可を取得後、カリフォルニア大学サンディエゴ校を治験実施施設として、平成 28 年に第 I / II 相臨床試験を開始する予定です。また、当社は当該第 I / II 相臨床試験の終了後に、提携先を確保するためのライセンス活動を行うことを計画しております。提携先との間で、本薬の開発販売権等の権利を許諾する契約の締結に至った際には、当社は契約一時金、開発の進捗に伴うマイルストーン収入、さらに上市に至った場合にはロイヤリティを受

ご注意: この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書及びその訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の売付け若しくは買付けの勧誘又は販売を構成するものではありません。文中で言及されている証券は、1933 年米国証券法（以下「米国証券法」という。）に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づき登録を行うか又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券に係る売付け若しくは買付けの勧誘又は販売を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる英文目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募が行われる予定はありません。

領することになります。

④ 本資金調達の目的に対する資金調達の状況

当社は、上記の本資金調達の目的に対し、平成 27 年 3 月 20 日に株式発行プログラム設定契約締結及び第三者割当による新株式発行の実施を決定し、約 29 億円の資金調達を計画いたしました。しかし、その後の株価下落により当初見込んでいた資金調達ができなかつたため、結果として当該プログラムに基づく差引手取概算額は約 716 百万円となっており、上記の本資金調達の目的のために新たな資金調達が必要な状況にあります。

これまで公募増資については、株式の希薄化が一時に生じるというデメリット等から実施を見送ってきましたが、国内外の機関投資家を対象とする本資金調達は、当社の資金調達手段及び株主構成の多様化を図ることに資すると判断し、実施を決定いたしました。

新株式発行及び株式売出し

1. 公募による新株式発行（国内一般募集及び海外募集）（下記<ご参考> 1. を参照のこと。）

- (1) 募 集 株 式 の 下 記①及び②の合計による当社普通株式 15,500,700 株
種 類 及 び 数 ①下記(4)①に記載の国内一般募集における国内引受会社の買取引受けの対象株式として当社普通株式 1,329,000 株
②下記(4)②に記載の海外募集における海外引受会社の買取引受けの対象株式として当社普通株式 14,171,700 株
- (2) 払 込 金 額 の 日本証券業協会の定める「有価証券の引受け等に関する規則」第 25 条に
決 定 方 法 規定される方式により、平成 27 年 10 月 13 日(火)から平成 27 年 10 月 15
日(木)までの間のいずれかの日（以下「発行価格等決定日」という。）に
決定します。
- (3) 増 加 す る 資 本 金 及 び 増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資
資 本 準 備 金 の 額 本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生
じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準
備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とし
ます。
- (4) 募 集 方 法 ①国内一般募集
国内における公募による新株式発行に係る募集（以下「国内一般募集」という。）は一般募集とし、パークレイズ証券株式会社（国内引受会社）に国内一般募集に係る全株式を買取引受けさせます。国内一般募集は、当社の資金調達手段及び株主構成の多様化を図るため、国内の適格機関投資家（金融商品取引法第 2 条第 3 項第 1 号に規定する適格機関投資家をいい、個人投資家を除きます。以下同じ。）を対象として行われ、国内引受会社

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書及びその訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の売付け若しくは買付けの勧誘又は販売を構成するものではありません。文中で言及されている証券は、1933 年米国証券法（以下「米国証券法」という。）に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録を行うか又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券に係る売付け若しくは買付けの勧誘又は販売を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる英文目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募が行われる予定はありません。

は、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従って配分を行います。

②海外募集

海外における新株式発行に係る募集（以下「海外募集」という。）は海外市場（ただし、米国及びカナダを除きます。）における募集とし、Barclays Bank PLC（海外引受会社）に海外募集に係る全株式を買取引受けさせます。なお、上記①及び②に記載の各募集に係る株式数については、国内一般募集株数 1,329,000 株及び海外募集株数 14,171,700 株を目処に募集を行いますが、その最終的な内訳は、需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定します。

また、上記①及び②に記載の各募集における発行価格（募集価格）は、日本証券業協会の定める「有価証券の引受け等に関する規則」第 25 条に規定される方式により、発行価格等決定日の株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値（当日に終値のない場合は、その日に先立つ直近日の終値）に 0.90～1.00 を乗じた価格（1 円未満端数切捨て）を仮条件として、需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決定します。

なお、国内一般募集、下記「2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」（4）①に記載のオーバーアロットメントによる国内売出し、海外募集、及び下記「2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」（4）②に記載のオーバーアロットメントによる海外売出しのグローバル・コーディネーターはパークレイズ証券株式会社であります。

- (5) 引受人の対価 引受手数料は支払わず、これに代わるものとして公募による新株式発行における発行価格（募集価格）と引受人より当社に払込まれる金額である払込金額との差額の総額を引受人の手取金とします。
- (6) 申込期間（国内） 発行価格等決定日の翌営業日とします。
- (7) 払込期日 平成 27 年 10 月 20 日(火)から平成 27 年 10 月 22 日(木)までの間のいずれかの日。ただし、発行価格等決定日の 5 営業日後の日とします。
- (8) 申込株数単位 100 株
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、発行価格（募集価格）、その他公募による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長に一任します。
- (10) 国内一般募集については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。

2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）（下記<ご参考> 1. 及び 2. を参照のこと）

ご注意: この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の売付け若しくは買付けの勧誘又は販売を構成するものではありません。文中で言及されている証券は、1933 年米国証券法（以下「米国証券法」という。）に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録を行うか又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券に係る売付け若しくは買付けの勧誘又は販売を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる英文目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募が行われる予定はありません。

と。)

- (1) 売 出 株 式 の 下 記①及び②の合計による当社普通株式 1,999,300 株
種 類 及 び 数 ①下記(4)①に記載のオーバーアロットメントによる国内売出しの対象
株式として当社普通株式 171,000 株
②下記(4)②に記載のオーバーアロットメントによる海外売出しの対象
株式として当社普通株式 1,828,300 株
なお、上記売出株式数は上限を示したものであります。国内一般募集及び
海外募集の需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる
売出しそのものが全く行われぬ場合があります。売出株式数は、国内一
般募集及び海外募集の需要状況等を勘案した上で、発行価格等決定日に決
定されます。
- (2) 売 出 人 ①下記(4)①に記載のオーバーアロットメントによる国内売出し
パークレイズ証券株式会社
②下記(4)②に記載のオーバーアロットメントによる海外売出し
Barclays Bank PLC
- (3) 売 出 価 格 未定(発行価格等決定日に決定します。なお、売出価格は国内一般募集及
び海外募集における発行価格(募集価格)と同一とします。)
- (4) 売 出 方 法 ①オーバーアロットメントによる国内売出し
国内一般募集の需要状況等を勘案した上で、パークレイズ証券株式会社が
当社株主から 171,000 株を上限として借入れる当社普通株式の国内にお
ける売出し(オーバーアロットメントによる国内売出し)を行います。オー
バーアロットメントによる国内売出しは、当社の資金調達手段及び株主
構成の多様化を図るため、国内の適格機関投資家を対象として行われ、パ
ークレイズ証券株式会社は、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の
引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従って配分を行います。
②オーバーアロットメントによる海外売出し
海外募集の需要状況等を勘案した上で、Barclays Bank PLC が当社株主か
らパークレイズ証券株式会社を經由して 1,828,300 株を上限として借入
れる当社普通株式の海外市場(ただし、米国及びカナダを除きます。)に
おける売出し(オーバーアロットメントによる海外売出し)を行います。
- (5) 申 込 期 間 (国 内) 国内一般募集における申込期間と同一とします。
- (6) 受 渡 期 日 国内一般募集及び海外募集における払込期日の翌営業日とします。
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (8) 売出価格、その他オーバーアロットメントによる売出しに必要な一切の事項の決定については、代表
取締役社長に一任します。

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の売付け若しくは買付けの勧誘又は販売を構成するものではありません。文中で言及されている証券は、1933年米国証券法(以下「米国証券法」という。)に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録を行うか又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券に係る売付け若しくは買付けの勧誘又は販売を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる英文目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募が行われる予定はありません。

(9) オーバーアロットメントによる国内売出しについては、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。

ご注意: この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の売付け若しくは買付けの勧誘又は販売を構成するものではありません。文中で言及されている証券は、1933年米国証券法（以下「米国証券法」という。）に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録を行うか又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券に係る売付け若しくは買付けの勧誘又は販売を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる英文目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募が行われる予定はありません。

3. 第三者割当による新株式発行（下記<ご参考>2. を参照のこと。）

- (1) 募集株式の 種類 及び 数 下記①及び②の合計による当社普通株式 1,999,300 株
- ①下記（4）①に記載の国内第三者割当増資の対象株式として当社普通株式 171,000 株
- ②下記（4）②に記載の海外第三者割当増資の対象株式として当社普通株式 1,828,300 株
- なお、上記国内第三者割当増資の対象株式数及び海外第三者割当増資の対象株式数は、上記「2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」（1）①に記載のオーバーアロットメントによる国内売出しの対象株式数及び上記「2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」（1）②に記載のオーバーアロットメントによる海外売出しの対象株式数に対応します。
- (2) 払込金額の 決定方法 発行価格等決定日に決定します。なお、払込金額は国内一般募集及び海外募集における払込金額と同一とします。
- (3) 増加する資本金及び 資本準備金の額 増加する資本金の額は、会社計算規則第 14 条第 1 項に従い算出される資本金等増加限度額の 2 分の 1 の金額とし、計算の結果 1 円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとします。また、増加する資本準備金の額は、資本金等増加限度額から増加する資本金の額を減じた額とします。
- (4) 割 当 先 ①国内第三者割当増資
パークレイズ証券株式会社を割当先とする当社普通株式の第三者割当増資（国内第三者割当増資）
- ②海外第三者割当増資
Barclays Bank PLC を割当先とする当社普通株式の第三者割当増資（海外第三者割当増資）
- (5) 申込期間（申込期日） 平成 27 年 11 月 13 日（金）
- (6) 払 込 期 日 平成 27 年 11 月 16 日（月）
- (7) 申 込 株 数 単 位 100 株
- (8) 上記（5）に記載の申込期間（申込期日）内に申込みのない株式については、発行を打切るものとします。
- (9) 払込金額、増加する資本金及び資本準備金の額、その他第三者割当による新株式発行に必要な一切の事項の決定については、代表取締役社長に一任します。
- (10) 第三者割当による新株式発行については、金融商品取引法による届出の効力発生を条件とします。

ご注意: この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の売付け若しくは買付けの勧誘又は販売を構成するものではありません。文中で言及されている証券は、1933 年米国証券法（以下「米国証券法」という。）に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録を行うか又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券に係る売付け若しくは買付けの勧誘又は販売を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる英文目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募が行われる予定はありません。

<ご参考>

1. 国内一般募集及びオーバーアロットメントによる国内売出しの対象について

国内一般募集及びオーバーアロットメントによる国内売出しは、当社の資金調達手段及び株主構成の多様化を図るため、国内の適格機関投資家を対象として行われ、パークレイズ証券株式会社は、日本証券業協会の定める「株券等の募集等の引受け等に係る顧客への配分に関する規則」に従って配分を行います。

2. オーバーアロットメントによる売出し等について

上記「2. 当社株式の売出し（オーバーアロットメントによる売出し）」（4）①に記載のオーバーアロットメントによる国内売出しは、上記「1. 公募による新株式発行（国内一般募集及び海外募集）」（4）①に記載の国内一般募集にあたり、その需要状況等を勘案した上で、パークレイズ証券株式会社が当社株主から 171,000 株を上限として借入れる当社普通株式の日本国内における売出し（オーバーアロットメントによる国内売出し）を行うものであります。オーバーアロットメントによる国内売出しの売出数は、171,000 株を予定しておりますが、当該売出数は上限の売出数であり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる国内売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる国内売出しに関連して、パークレイズ証券株式会社が借入れた株式（以下「国内借入れ株式」という。）の返却に必要な株式をパークレイズ証券株式会社に取得させるために、当社は平成 27 年 9 月 28 日（月）開催の取締役会において、パークレイズ証券株式会社を割当先とする当社普通株式 171,000 株の第三者割当増資（国内第三者割当増資）を、平成 27 年 11 月 16 日（月）を払込期日として行うことを決議しております。

また、パークレイズ証券株式会社は、国内一般募集及びオーバーアロットメントによる国内売出しの申込期間の終了する日の翌日から平成 27 年 11 月 12 日（木）までの間（以下「国内シンジケートカバー取引期間」という。）、国内借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる国内売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「国内シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。パークレイズ証券株式会社が国内シンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、国内借入れ株式の返却に充当されます。なお、国内シンジケートカバー取引期間内において、パークレイズ証券株式会社は国内シンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる国内売出しに係る株式数に至らない株式数で国内シンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

オーバーアロットメントによる国内売出しに係る株式数から、国内シンジケートカバー取引によって取得し国内借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数（以下「国内取得予定株式数」という。）について、パークレイズ証券株式会社は国内第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため国内第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、その結果、失権により国内第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われない場合があります。

ご注意: この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の売付け若しくは買付けの勧誘又は販売を構成するものではありません。文中で言及されている証券は、1933 年米国証券法（以下「米国証券法」という。）に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づき登録を行うか又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券に係る売付け若しくは買付けの勧誘又は販売を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる英文目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募が行われる予定はありません。

パークレイズ証券株式会社が国内第三者割当増資に係る割当てに応じる場合には、パークレイズ証券株式会社はオーバーアロットメントによる国内売出しにより得た資金をもとに国内取得予定株式数に対する払込みを行います。

なお、オーバーアロットメントによる国内売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる国内売出しが行われる場合の売出数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる国内売出しが行われない場合は、オーバーアロットメントによる国内売出しに係るパークレイズ証券株式会社による上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。したがって、パークレイズ証券株式会社は国内第三者割当増資に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により国内第三者割当増資における新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所における国内シンジケートカバー取引も行われません。

また、上記「1. 公募による新株式発行（国内一般募集及び海外募集）」（4）②に記載の海外募集にあたり、その需要状況等を勘案した上で、Barclays Bank PLC が当社株主からパークレイズ証券株式会社を經由して 1,828,300 株を上限として借入れる当社普通株式の海外市場（ただし、米国及びカナダを除きます。）における売出し（オーバーアロットメントによる海外売出し）を行う場合があります。オーバーアロットメントによる海外売出しの売出数は、1,828,300 株を予定しておりますが、当該売出数は上限の売出数であり、需要状況等により減少し、又はオーバーアロットメントによる海外売出しそのものが全く行われない場合があります。

なお、オーバーアロットメントによる海外売出しに関連して、Barclays Bank PLC がパークレイズ証券株式会社を經由して借入れた株式（以下「海外借入れ株式」という。）の返却に必要な株式を Barclays Bank PLC に取得させるために、当社は平成 27 年 9 月 28 日（月）開催の取締役会において、Barclays Bank PLC を割当先とする当社普通株式 1,828,300 株の第三者割当増資（海外第三者割当増資）を、平成 27 年 11 月 16 日（月）を払込期日として行うことを決議しております。

また、Barclays Bank PLC は、国内シンジケートカバー取引期間と同一の期間（以下「海外シンジケートカバー取引期間」という。）中、海外借入れ株式の返却を目的として、株式会社東京証券取引所においてオーバーアロットメントによる海外売出しに係る株式数を上限とする当社普通株式の買付け（以下「海外シンジケートカバー取引」という。）を行う場合があります。Barclays Bank PLC が海外シンジケートカバー取引により取得した全ての当社普通株式は、海外借入れ株式の返却に充当されます。なお、海外シンジケートカバー取引期間内において、Barclays Bank PLC は海外シンジケートカバー取引を全く行わず、又はオーバーアロットメントによる海外売出しに係る株式数に至らない株式数で海外シンジケートカバー取引を終了させる場合があります。

オーバーアロットメントによる海外売出しに係る株式数から、海外シンジケートカバー取引によって取得し海外借入れ株式の返却に充当する株式数を減じた株式数（以下「海外取得予定株式数」という。）について、Barclays Bank PLC は海外第三者割当増資に係る割当てに応じ、当社普通株式を取得する予定であります。そのため海外第三者割当増資における発行数の全部又は一部につき申込みが行われず、

ご注意: この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の売付け若しくは買付けの勧誘又は販売を構成するものではありません。文中で言及されている証券は、1933 年米国証券法（以下「米国証券法」という。）に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づき登録を行うか又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券に係る売付け若しくは買付けの勧誘又は販売を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる英文目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募が行われる予定はありません。

その結果、失権により海外第三者割当増資における最終的な発行数がその限度で減少し、又は発行そのものが全く行われなない場合があります。

Barclays Bank PLC が海外第三者割当増資に係る割当てに応じる場合には、Barclays Bank PLC はオーバーアロットメントによる海外売出しにより得た資金をもとに海外取得予定株式数に対する払込みを行います。

なお、オーバーアロットメントによる海外売出しが行われるか否か及びオーバーアロットメントによる海外売出しが行われる場合の売出数については発行価格等決定日に決定されます。オーバーアロットメントによる海外売出しが行われない場合は、オーバーアロットメントによる海外売出しに係る Barclays Bank PLC によるパークレイズ証券株式会社を經由した上記当社株主からの当社普通株式の借入れは行われません。したがって、Barclays Bank PLC は海外第三者割当増資に係る割当てに応じず、申込みを行わないため、失権により海外第三者割当増資における新株式発行は全く行われません。また、株式会社東京証券取引所における海外シンジケートカバー取引も行われません。

上記のオーバーアロットメントによる売出しに係る上限の売出数の内訳（オーバーアロットメントによる国内売出し 171,000 株及びオーバーアロットメントによる海外売出し 1,828,300 株）並びに国内第三者割当増資の対象株式 171,000 株及び海外第三者割当増資の対象株式 1,828,300 株は、国内一般募集株数 1,329,000 株及び海外募集株数 14,171,700 株を前提とするものであり、最終的な内訳及び対象株式数は、発行価格等決定日に、最終的に決定される国内一般募集株数及び海外募集株数に応じて決定されます。

3. 今回の公募による新株式発行及び第三者割当による新株式発行に伴う発行済株式総数の推移

現在の発行済株式総数	56,544,361 株（平成 27 年 8 月 31 日現在）（注） 1
公募による新株式発行に伴う増加株式数	15,500,700 株
公募による新株式発行後の発行済株式総数	72,045,061 株
第三者割当による新株式発行に伴う増加株式数	1,999,300 株（注） 2
第三者割当による新株式発行後の発行済株式総数	74,044,361 株（注） 2

（注） 1 当社は、新株予約権を発行しているため、発行済株式総数は平成 27 年 8 月 31 日現在の数字を記載しております。

2 上記「3. 第三者割当による新株式発行」（1）に記載の募集株式数の全株に対しパークレイズ証券株式会社及び Barclays Bank PLC から申込みがあり、発行がなされた場合の数字です。

4. 調達資金の使途

（1）今回の調達資金の使途

今回の国内一般募集、海外募集、国内第三者割当増資及び海外第三者割当増資による手取概算額合計上限 3,522,500,000 円について、以下のとおり、NF-κB デコイオリゴ開発費用に充当する予定であ

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の売付け若しくは買付けの勧誘又は販売を構成するものではありません。文中で言及されている証券は、1933 年米国証券法（以下「米国証券法」という。）に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録を行うか又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券に係る売付け若しくは買付けの勧誘又は販売を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる英文目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募が行われる予定はありません。

ります。なお、調達された資金を具体的な使途に充当するまでの間は、銀行預金、短期有価証券（元本割れのリスク、信用リスク及び流動性リスクを出来る限り回避する観点から、コマーシャル・ペーパーを想定しております。）等にて管理することといたします。

（単位：百万円）

NF-κB デコイオリゴ開発費用	平成 27 年 10 月以降	平成 28 年	平成 29 年	平成 30 年	平成 31 年	合計
1. アトピー性皮膚炎領域 (注) 1	813	527	58	27	40	1,465
2. 椎間板性腰痛症領域 (注) 1、2	102	200	211	116	11	640
合計(1+2)	915	727	269	143	51	2,105

(注) 1 第Ⅲ相臨床試験費用、CMC 費用、非臨床試験費用、薬事費用が含まれます。

CMC (Chemistry, Manufacturing and Control) とは、原薬及び製剤の、Chemistry (化学)・Manufacturing (製造)・Control (品質管理) のことをいいます。上記 CMC 費用には、原薬購入費、治験薬製造費、CMC 申請データ取得用製剤製造費、品質試験費用、スケールアップ検証製剤製造・出荷費用、PV (Process Validation) 費用 (Process Validation とは、設定パラメータ内で稼働する工程が、設定規格及び品質特性に適合した中間体及び原薬を製造するために効果的かつ再現性よく機能できることに関する文書による確証をいいます。)、検証用製剤製造費用、構造解析費用、物理化学的評価項目の測定費用、強制劣化試験費用、標準物質の調整費用、規格検討法の検討費用、分析法バリデーション費用及び治験薬安定性試験費用が含まれております。

非臨床試験とは、ヒトを対象とした臨床試験の前に行われ、それ以降も継続的に行われる試験のことをいい、動物を使った試験及び細胞培養等の試験管内試験によって、薬の候補である化合物の有効性と安全性を調べます。上記非臨床試験費用には、薬効薬理試験、薬物動態試験及び毒性試験に関する費用が含まれます。

上記薬事費用には、アトピー性皮膚炎領域については日本国内での承認申請にかかる費用が含まれ、椎間板性腰痛症については米国における新薬臨床試験開始届に関するコンサルタント相談費用が含まれております。

2 第Ⅰ/Ⅱ相臨床試験費用、CMC 費用、非臨床試験費用、薬事費用が含まれます。

NF-κB デコイオリゴ開発費用については、平成 27 年 10 月以降、上記表に記載された各時期に各費用の支出が見込まれております。調達された資金については、上記表中の各期間に生じる各費用につき、支弁時期の早いものから充当していく予定です。

実際に調達できた資金が上記表中の各期間に生じる費用の総額を上回る場合には、当該余剰については、HGF 遺伝子治療薬の重症虚血肢を対象疾患とした国際共同第Ⅲ相臨床試験を実施するために平

ご注意: この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書及びその訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の売付け若しくは買付けの勧誘又は販売を構成するものではありません。文中で言及されている証券は、1933 年米国証券法 (以下「米国証券法」という。) に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録を行うか又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券に係る売付け若しくは買付けの勧誘又は販売を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる英文目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募が行われる予定はありません。

成 29 年までに必要と見込まれる費用及び国際共同第Ⅲ相臨床試験を実施する期間の当社の運転資金の一部（研究開発関連費用及び本社機能運営費用等）に充当いたします。

(2) 前回調達資金の使途の変更

該当事項はありません。

(3) 業績に与える影響

今回の新株式発行による平成 27 年 12 月期業績予想の変更はありません。なお、今回の新株式発行は、当社グループの中長期的な成長を実現するための成長基盤及び財務基盤の強化に寄与するものと考えております。

5. 株主への利益配分等

(1) 利益配分に関する基本方針

当社グループは、創薬系バイオベンチャーであり、平成 20 年度よりムコ多糖症Ⅵ型治療薬「ナグラザイム®」を販売開始しているものの、主要なプロジェクトにおいては医薬品を開発中であり、事業のステージは、先行投資の段階にあります。このため、現時点においては、当期純損失を計上しており、剰余金の配当は実施しておりません。次期についても当期純損失の計上を見込んでおり、剰余金の配当は実施しない予定となっております。

ただし、株主への利益還元については重要な経営課題と認識しており、将来、現在開発中の医薬品が上市され、その販売によって利益が計上され分配可能額が生じる時期においては、経営成績及び財政状態を勘案しながら、剰余金の配当を検討したいと考えております。

なお、剰余金の配当の基準日は、毎年 12 月 31 日の期末配当並びに毎年 6 月 30 日の中間配当を定款に定めております。これらの剰余金の配当の決定機関は、期末配当については株主総会、中間配当については取締役会であります。

(2) 配当決定にあたっての考え方

上記「(1) 利益配分に関する基本方針」に記載のとおりです。

(3) 内部留保資金の使途

当社は、設立以来、平成 12 年 12 月期及び平成 13 年 12 月期を除き、当期純損失を計上しており、内部留保資金はありませんので、該当事項はありません。

(4) 過去 3 決算期間の配当状況等

	平成 24 年 12 月期	平成 25 年 12 月期	平成 26 年 12 月期
1 株当たり連結当期純損失	67.67 円	46.91 円	62.12 円
1 株当たり年間配当金	－円	－円	－円
実績連結配当性向	－%	－%	－%
自己資本連結当期純利益率	－%	－%	－%
連結純資産配当率	－%	－%	－%

(注) 1 当社は、平成 25 年 7 月 1 日付で普通株式 1 株につき普通株式 2 株の割合で、平成 26 年 1 月 1

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の売付け若しくは買付けの勧誘又は販売を構成するものではありません。文中で言及されている証券は、1933 年米国証券法（以下「米国証券法」という。）に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録を行うか又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券に係る売付け若しくは買付けの勧誘又は販売を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる英文目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募が行われる予定はありません。

日付で普通株式1株につき普通株式100株の割合で株式分割を行っております。平成24年12月期の期首に当該株式分割が行われたと仮定して1株当たり連結当期純損失を算定しております。

- 2 当該3決算期間において配当を行っていないため、1株当たり年間配当金、実績連結配当性向及び連結純資産配当率については記載しておりません。
- 3 当該3決算期間の自己資本連結当期純利益率については、連結当期純損失が計上されているため記載しておりません。

6. その他

(1) 配分先の指定

該当事項はありません。

(2) 潜在株式による希薄化情報

当社は、旧商法及び会社法の規定に基づく新株予約権（ストックオプション）を発行しております。当該新株予約権の内容は平成27年8月31日現在以下のとおりであります。

株主総会決議日	新株式発行 予定残数	新株予約権の 行使時の払込金額	資本組入額	行使期間
平成18年3月30日	①96,000株	①3,812円	①1,906円	①自 平成20年4月1日 至 平成27年12月31日
	②6,000株	②2,915円	②1,458円	②自 平成20年12月26日 至 平成27年12月31日
平成19年3月30日	23,000株	3,255円	1,628円	自 平成21年12月5日 至 平成28年12月31日
平成20年3月28日	14,000株	2,143円	1,072円	自 平成22年5月13日 至 平成29年12月31日
平成22年3月30日	15,000株	589円	295円	自 平成25年2月10日 至 平成31年12月31日

なお、今回の公募による新株式発行及び第三者割当による新株式発行後の発行済株式総数上限74,044,361株に対する潜在株式数の比率は0.21%となる見込みです。

ご注意: この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の売付け若しくは買付けの勧誘又は販売を構成するものではありません。文中で言及されている証券は、1933年米国証券法（以下「米国証券法」という。）に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録を行うか又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券に係る売付け若しくは買付けの勧誘又は販売を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる英文目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募が行われる予定はありません。

(3) 過去3年間に行われたエクイティ・ファイナンスの状況等

①エクイティ・ファイナンスの状況

・第三者割当増資

払込期日	平成25年3月11日
調達資金の額	370,910,160円(差引手取概算額)
発行価額	73,190円
募集時における発行済株式数	143,569株
当該募集による発行株式数	5,464株
募集後における発行株式数	149,033株
割当先	A-1 合同会社、株式会社夢真ホールディングス、株式会社夢テクノロジー
発行時における当初の資金使途	HGF 遺伝子治療薬の国際共同第Ⅲ相臨床試験を実施するための初期費用に充当する予定です。
発行時における支出予定時期	平成25年12月期に全額使用する予定です。
現時点における資金の充当状況	これまでに、371百万円をHGF 遺伝子治療薬の「重症虚血肢」を対象疾患とした国際共同第Ⅲ相臨床試験を実施するための治験薬製造関連費用やCROによる事前の施設選定作業のための費用等に充当しております。

・第三者割当による第24回新株予約権(行使価額修正条項付新株予約権)の発行

割当日	平成25年5月20日
発行新株予約権数	20,000個
発行価額	新株予約権1個につき1,345円(総額26,900,000円)
発行時における調達予定資金の額(差引手取概算額)	5,098,900,000円(差引手取概算額:5,083,900,000円) (内訳) 新株予約権発行分:26,900,000円 新株予約権行使分:5,072,000,000円
割当先	メリルリンチ日本証券株式会社
募集時における発行済株式数	149,038株
当該募集による潜在株式数	20,000株(平成25年7月株式分割に伴う調整により40,000株に増加)

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の売付け若しくは買付けの勧誘又は販売を構成するものではありません。文中で言及されている証券は、1933年米国証券法(以下「米国証券法」という。)に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録を行うか又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券に係る売付け若しくは買付けの勧誘又は販売を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる英文目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募が行われる予定はありません。

現時点における行使状況	7,300 個の新株予約権が行使済です。また、平成 25 年 10 月 15 日現在において残存する新株予約権の全部を同日付で取得のうえ消却しました。
現時点における調達した資金の額 (差引手取概算額)	約 1,989 百万円 (差引手取概算額)
発行時における当初の資金使途	上記差引手取概算額については、HGF 遺伝子治療薬の「重症虚血肢」を対象疾患とした国際共同第Ⅲ相臨床試験の実施及び完了までに必要と見込まれる費用に充当する予定です。
発行時における支出予定時期	平成 25 年から平成 30 年まで
現時点における資金の充当状況	約 1,989 百万円 (差引手取概算額) を調達しております。これまでに、1,989 百万円を HGF 遺伝子治療薬の「重症虚血肢」を対象疾患とした国際共同第Ⅲ相臨床試験を実施するための CRO による事前の施設選定作業、契約一時金等の費用及び国際共同第Ⅲ相臨床試験費用等に充当しております。

・第三者割当による第 25 回新株予約権 (行使価額修正条項付新株予約権) の発行

割当日	平成 25 年 10 月 18 日
発行新株予約権数	50,000 個
発行価額	新株予約権 1 個につき 450 円 (総額 22,500,000 円)
発行時における調達予定資金の額 (差引手取概算額)	4,157,500,000 円 (差引手取概算額 : 4,128,800,000 円) (内訳) 新株予約権発行分 : 22,500,000 円 新株予約権行使分 : 4,135,000,000 円
割当先	UBS AG London Branch
募集時における発行済株式数	312,676 株
当該募集による潜在株式数	50,000 株 (平成 26 年 1 月株式分割に伴う調整により 5,000,000 株に増加)
現時点における行使状況	すべて未行使です。また、第 25 回新株予約権の全部を平成 26 年 8 月 6 日付で取得のうえ消却しました。
現時点における調達した資金の額 (差引手取概算額)	すべて未行使のため、該当事項はありません。

ご注意: この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書及びその訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の売付け若しくは買付けの勧誘又は販売を構成するものではありません。文中で言及されている証券は、1933 年米国証券法 (以下「米国証券法」という。) に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づき登録を行うか又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券に係る売付け若しくは買付けの勧誘又は販売を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる英文目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募が行われる予定はありません。

発行時における当初の資金使途	上記差引手取概算額については、HGF 遺伝子治療薬の「重症虚血肢」を対象疾患とした国際共同第Ⅲ相臨床試験の実施及び完了までに必要と見込まれる費用に充当する予定です。
発行時における支出予定時期	平成 25 年から平成 30 年まで
現時点における資金の充当状況	すべて未行使のため、該当事項はありません。

・第三者割当増資

払込期日	平成 26 年 4 月 14 日
調達資金の額	490,972,000 円 (差引手取概算額)
発行価額	440 円
募集時における発行済株式数	31,267,600 株
当該募集による発行株式数	1,136,300 株
募集後における発行株式数	32,403,900 株
割当先	フォレストフィールド 1 号投資事業有限責任組合
発行時における当初の資金使途	上記差引手取概算額については、海外ですでに開発・販売されているオーファンドラッグを国内に導入するための費用の一部に充当する予定です。
発行時における支出予定時期	平成 26 年 5 月から平成 29 年 9 月まで
現時点における資金の充当状況	これまでに、主に前臨床試験の費用として 136 百万円をオーファンドラッグ導入のための初期費用に充当しております。未充当の額は、355 百万円であり、支出予定時期に変更はありません。

・ライツ・オファリング（ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当）による第 26 回新株予約権の発行

発行期日	平成 26 年 8 月 1 日
発行新株予約権数	32,403,900 個
発行価額	新株予約権 1 個につき 288 円

ご注意: この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書及びその訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の売付け若しくは買付けの勧誘又は販売を構成するものではありません。文中で言及されている証券は、1933 年米国証券法（以下「米国証券法」という。）に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録を行うか又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券に係る売付け若しくは買付けの勧誘又は販売を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる英文目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募が行われる予定はありません。

発行時における調達予定資金の額 (差引手取概算額)	9,332,323,200円(差引手取概算額:9,134,323,200円) (内訳)新株予約権発行分 0円 新株予約権行使分 9,332,323,200円
割当先	平成26年7月31日現在当社普通株式を保有する当社以外の株主
発行時における発行済株式数	32,403,900株
発行時における潜在株式数	32,403,900株
現時点における行使状況	21,140,461株 なお、当社第26回新株予約権の権利行使期間は平成26年9月30日をもって終了し、行使されなかった新株予約権はすべて失権(消滅)したため、現時点における潜在株式数は0株です。
現時点における調達した資金の額	6,088,452,768円(差引手取金概算額:5,945,000,000円)
発行時における当初の資金使途	上記差引手取概算額については、HGF 遺伝子治療薬の国際共同第Ⅲ相臨床試験に関する費用と、当該費用の支払いが行われる時期の当社の運営費用に充当する予定です。
発行時における支出予定時期	平成26年9月から平成31年5月まで
現時点における資金の充当状況	これまでに、1,386百万円をHGF 遺伝子治療薬の「重症虚血肢」を対象疾患とした国際共同第Ⅲ相臨床試験の費用と当社の運営費用に充当しております。未充当の額は、4,559百万円であり、支出予定時期に変更はありません。

・第三者割当増資

払込期日	平成27年4月6日
調達資金の額	334,231,909円(差引手取概算額)
発行価額	275円
募集時における発行済株式数	53,544,361株
当該募集による発行株式数	1,250,000株
募集後における発行株式数	54,794,361株

ご注意:この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書及びその訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の売付け若しくは買付けの勧誘又は販売を構成するものではありません。文中で言及されている証券は、1933年米国証券法(以下「米国証券法」という。)に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録を行うか又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券に係る売付け若しくは買付けの勧誘又は販売を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる英文目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募が行われる予定はありません。

割当先	EVO FUND
発行時における当初の資金使途	NF-κB デコイオリゴのアトピー性皮膚炎を対象疾患とした日本国内における第Ⅲ相臨床試験、並びに NF-κB デコイオリゴの椎間板性腰痛症を対象疾患とした米国における第Ⅰ/Ⅱ相臨床試験の実施及びその準備費用に充当する予定です。
発行時における支出予定時期	平成 27 年 3 月から平成 31 年 12 月まで
現時点における資金の充当状況	これまでに全額を NF-κB デコイオリゴのアトピー性皮膚炎を対象疾患とした日本国内における第Ⅲ相臨床試験、並びに NF-κB デコイオリゴの椎間板性腰痛症を対象疾患とした米国における第Ⅰ/Ⅱ相臨床試験の実施及びその準備費用に充当しております。

・第三者割当増資

払込期日	平成 27 年 5 月 11 日
調達資金の額	382,482,000 円（差引手取概算額）
発行価額	224 円
募集時における発行済株式数	54,794,361 株
当該募集による発行株式数	1,750,000 株
募集後における発行株式数	56,544,361 株
割当先	EVO FUND
発行時における当初の資金使途	NF-κB デコイオリゴのアトピー性皮膚炎を対象疾患とした日本国内における第Ⅲ相臨床試験、並びに NF-κB デコイオリゴの椎間板性腰痛症を対象疾患とした米国における第Ⅰ/Ⅱ相臨床試験の実施及びその準備費用に充当する予定です。
発行時における支出予定時期	平成 27 年 3 月から平成 31 年 12 月まで
現時点における資金の充当状況	これまでに全額を NF-κB デコイオリゴのアトピー性皮膚炎を対象疾患とした日本国内における第Ⅲ相臨床試験、並びに NF-κB デコイオリゴの椎間板性腰痛症を対象疾患とした米国における第Ⅰ/Ⅱ相臨床試験の実施及びその準備費用に充当しております。

ご注意: この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出し届出目論見書及びその訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の売付け若しくは買付けの勧誘又は販売を構成するものではありません。文中で言及されている証券は、1933 年米国証券法（以下「米国証券法」という。）に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録を行うか又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券に係る売付け若しくは買付けの勧誘又は販売を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる英文目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募が行われる予定はありません。

②過去3決算期間及び直前の株価等の推移

	平成24年12月期	平成25年12月期	平成26年12月期	平成27年12月期
始 値	223.0 円	270.5 円	617.0 円	376.0 円
高 値	506.5 円	1,875.0 円	750.0 円	438.0 円
安 値	122.7 円	214.5 円	232.0 円	186.0 円
終 値	267.5 円	617.0 円	370.0 円	218.0 円
株価収益率	—	—	—	—

- (注) 1 上記に表示された株価はすべて、平成25年5月21日開催の取締役会に基づいて平成25年7月1日を効力発生日として普通株式1株につき普通株式2株の割合で行われた株式分割及び平成25年11月18日開催の取締役会に基づいて平成26年1月1日を効力発生日として普通株式1株につき普通株式2株の割合で行われた株式分割調整後の価額を遡及して表示しております。なお、平成26年7月22日開催の取締役会に基づいて行われた平成26年7月31日を割当基準日とするライツ・オフアリング（ノンコミットメント型/上場型新株予約権の無償割当）による株価の調整は行っておりません。
- 2 平成27年12月期の株価については、平成27年9月25日現在で記載しています。
- 3 平成24年12月期から平成26年12月期までの株価収益率については、当期純損失が計上されているため記載しておりません。また、平成27年12月期については未確定のため記載しておりません。

③過去5年間に行われた第三者割当増資等における割当先の保有方針の変更等

該当事項はありません。

(4) ロックアップについて

国内一般募集及び海外募集に関連して、当社は、当該募集に関する引受契約の締結日（発行価格等決定日）に始まり当該募集に係る受渡期日から起算して180日目の日に終了する期間中、グローバル・コーディネーターの事前の書面による同意なしに、当社株式の発行、当社株式に転換若しくは交換され得る有価証券の発行又は当社株式を受領する権利を表章する有価証券の発行等（ただし、国内一般募集、海外募集、国内第三者割当増資、海外第三者割当増資、新株予約権の行使による当社普通株式の交付並びに当社及び当社の子会社の取締役、執行役、監査役及び従業員並びに当社及び当社の子会社の取引先を対象とする新株予約権（ただし、当該新株予約権の目的である当社普通株式は200万株を上限とする。）の発行等を除く。）を行わない旨を合意しております。

以 上

ご注意: この文書は、当社の新株式発行及び株式売出しに関して一般に公表するための記者発表文であり、日本国内外を問わず、一切の投資勧誘又はそれに類する行為を目的として作成されたものではありません。投資を行う際は、必ず当社が作成する新株式発行並びに株式売出届出目論見書及びその訂正事項分をご覧いただいた上で、投資家ご自身の判断でなさるようお願いいたします。また、この文書は、米国内における証券の売付け若しくは買付けの勧誘又は販売を構成するものではありません。文中で言及されている証券は、1933年米国証券法（以下「米国証券法」という。）に基づき登録されておらず、また、登録される予定もありません。米国証券法上、同法に基づく登録を行うか又は登録からの適用除外の要件を満たさない限り、米国において当該証券に係る売付け若しくは買付けの勧誘又は販売を行うことはできません。米国において当該証券の公募を行う場合には、当社及びその経営陣に関する詳細な情報並びに当社の財務諸表を記載し、当社又は売出人から入手できる英文目論見書によって行うこととなりますが、本件においては米国内で公募が行われる予定はありません。